

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

- PAZ内人口は〇〇〇人(PAZに準じた避難を行う地域を含む)、UPZ内人口は〇〇〇人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で〇〇〇〇人。
- 滋賀県においては、高島市たかしましの一部がUPZに含まれているが、山間部のため、対象エリアに居住する住民はいない。

関係市町名		PAZ		UPZ		合計	
		(概ね5km圏内) (PAZに準じた避難を行う地域を含む)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	高浜町 <small>たか はまちょう</small>	7,811 人	3,124 世帯	2,759 人	1,103 世帯	10,570 人	4,227 世帯
	おおい町 <small>ちよう</small>			8,288 人	3,170 世帯	8,288 人	3,170 世帯
	小浜市 <small>お ばま し</small>			29,922 人	11,919 世帯	29,922 人	11,919 世帯
	若狭町 <small>わか さちよう</small>			3,899 人	1,157 世帯	3,899 人	1,157 世帯
小計		7,811人	3,124世帯	44,868 人	17,349 世帯	52,679 人	20,473 世帯
京都府	舞鶴市 <small>まい づる し</small>	〇〇〇 人	〇〇〇 世帯	〇〇〇 人	〇〇〇 世帯	〇〇〇 人	〇〇〇 世帯
	綾部市 <small>あや べ し</small>			〇〇〇 人	〇〇〇 世帯	〇〇〇 人	〇〇〇 世帯
	南丹市 <small>なん たん し</small>			〇〇〇 人	〇〇〇 世帯	〇〇〇 人	〇〇〇 世帯
	京丹波町 <small>きよう たんば ちよう</small>			〇〇〇 人	〇〇〇 世帯	〇〇〇 人	〇〇〇 世帯
	福知山市 <small>ふくち やまし</small>			〇〇〇 人	〇〇〇 世帯	〇〇〇 人	〇〇〇 世帯
	宮津市 <small>みや づ し</small>			〇〇〇 人	〇〇〇 世帯	〇〇〇 人	〇〇〇 世帯
	伊根町 <small>い ね ちよう</small>			〇〇〇 人	〇〇〇 世帯	〇〇〇 人	〇〇〇 世帯
小計		〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇 人	〇〇〇 世帯	〇〇〇 人	〇〇〇 世帯
滋賀県	高島市 <small>たかしまし</small> (※)					0 人	0 世帯
合計		〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇 人	〇〇〇 世帯	〇〇〇 人	〇〇〇 世帯

※ 高島市の一部地域は原子力災害対策重点区域となっているが、対象地域に住民は居住していない。

昼間流入出入口（就労者等）の状況

- ▶ 平成22年度国勢調査によれば、高浜町及び舞鶴市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約6,000人／日。
- ▶ また、平成28年度経済センサス調査データによると、関西電力関連企業を中心に〇〇〇事業所、約〇〇〇人がPAZ内にて就労。
- ▶ 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

<昼間流入・流出人口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
高浜町	1,988	2,254	△266
舞鶴市	4,156	4,881	△725
合計	6,144	7,135	△991

<PAZ内の就労者数>

市町名	PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)
高浜町	青郷	119	861
	内浦	55	1,487
	高浜※1※2	277	1,736
	合計	451	4,084

市町名	PAZ内対象地区※4	事業所数	従業員数(人)※5
舞鶴市※3	松尾	〇	〇〇
	田井	〇	〇〇
	成生	〇	〇〇
	野原	〇〇	〇〇
	合計	〇〇	〇〇〇

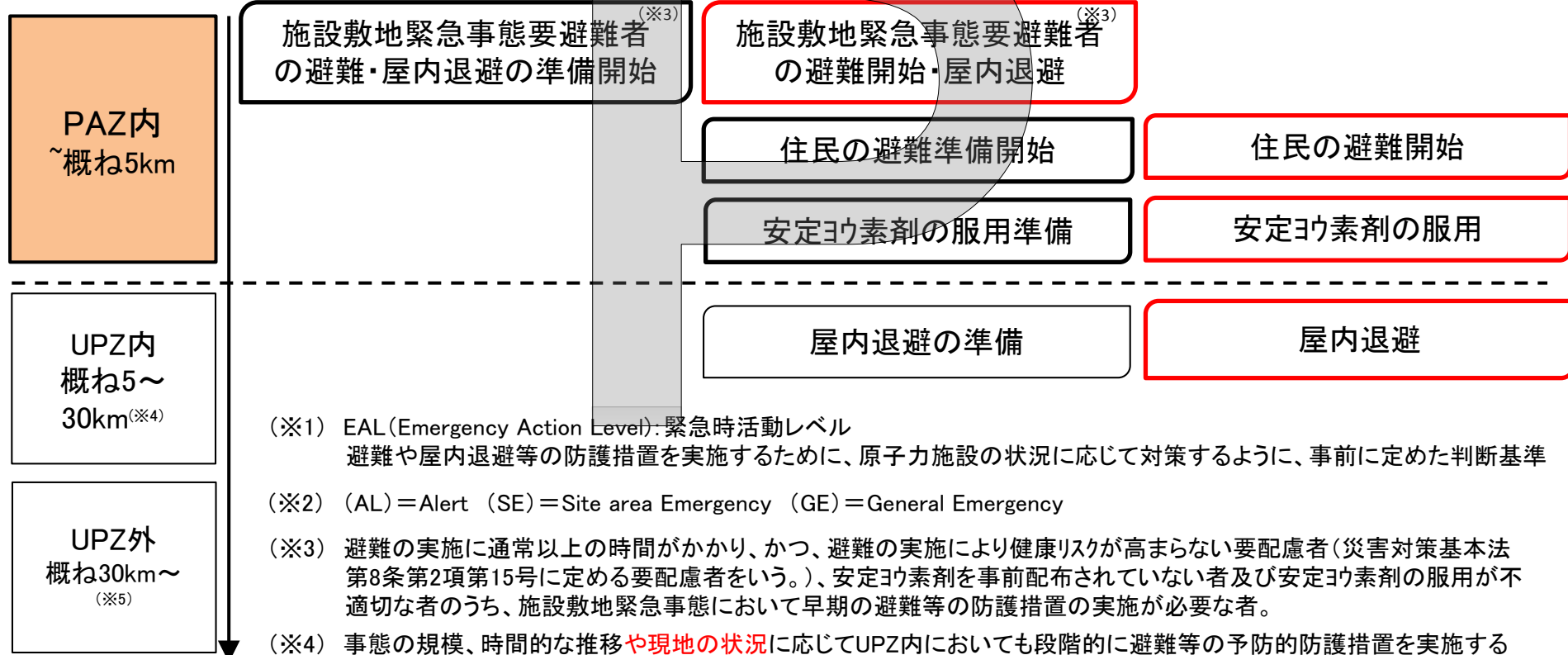
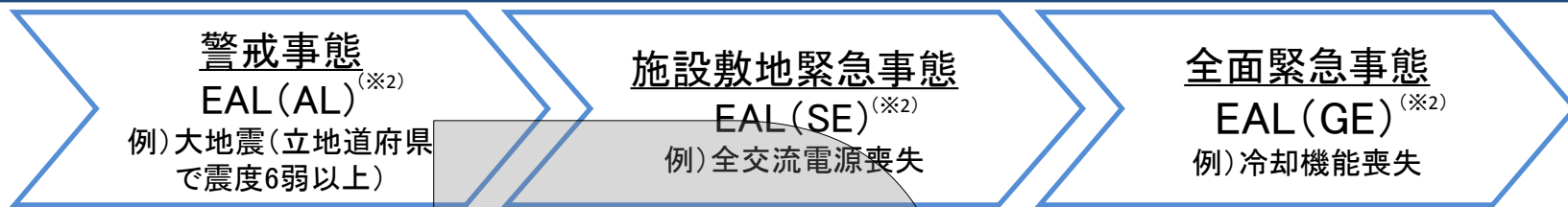
※1 高浜地区に所在する事業所のうちPAZ内の事業所分のみ計上
 ※2 高浜地区における〇事業所のうち、〇事業所(〇〇人)が関西電力関連企業

※3 舞鶴市の杉山地区・大山地区には事業所なし
 ※4 PAZに準じた避難を行う地域を含む
 ※5 舞鶴市における事業所は、民宿や地元の水産会社が大部分のため、従業員はほとんど地元住民

3. 緊急事態対応体制



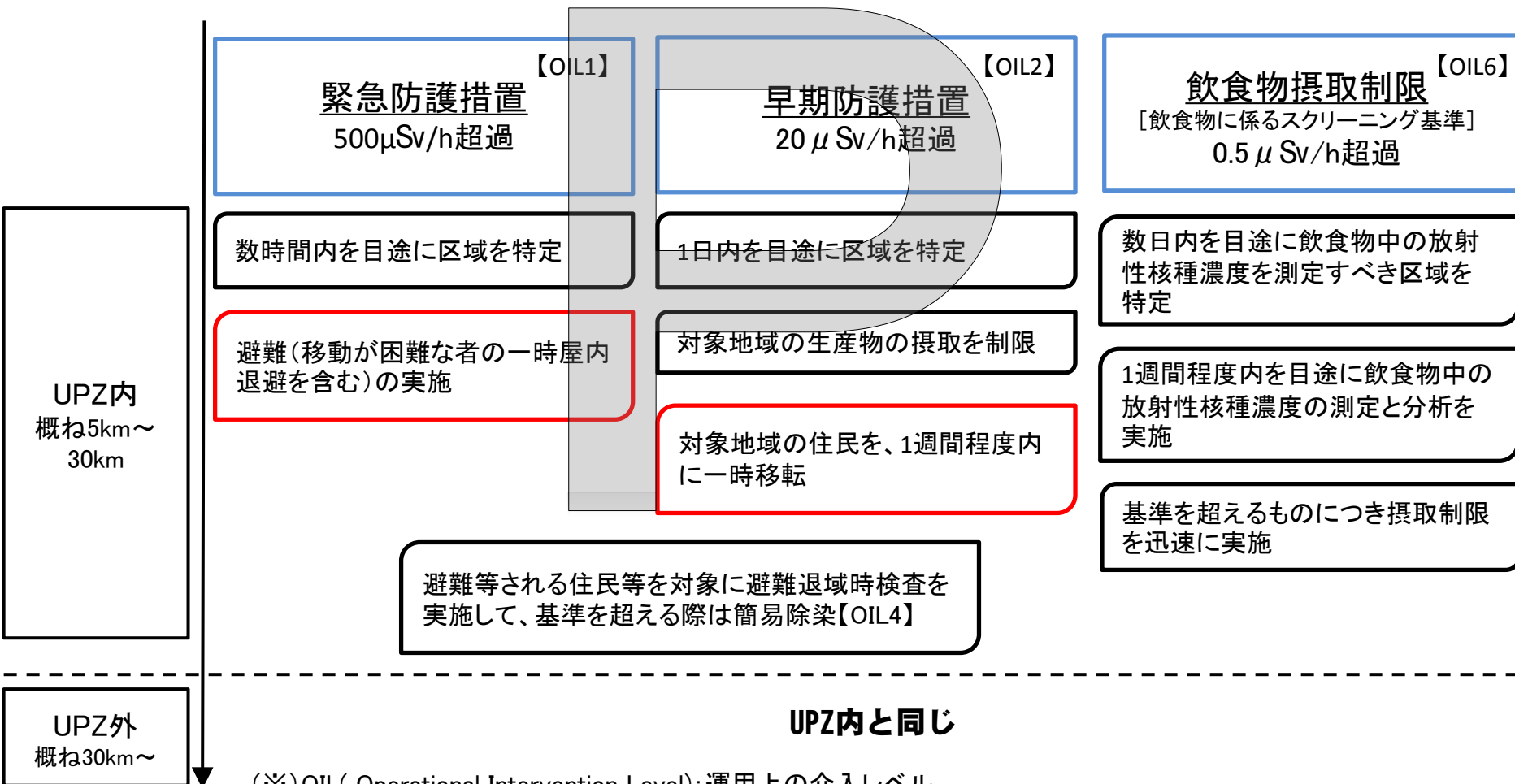
- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- (※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- (※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。
- (※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準